

(健Ⅱ263F)

令和2年2月12日

都道府県医師会  
郡市区医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

### 「帰国者・接触者相談センター」の掲載について

新型コロナウイルス感染症に係る「帰国者・接触者相談センター」の設置については、本年2月3日付け（健Ⅱ242F）をもってご連絡申し上げました。

今般、厚生労働省ホームページ（下記、URLをご参照）において、各都道府県が公表している現時点の「帰国者・接触者相談センター」が掲載されましたので取り急ぎ情報提供させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、関係医療機関等に対する周知方についてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【各都道府県が設置している帰国者・接触者相談センター】（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

## 新型コロナウイルス感染症（帰国者・接触者相談センター）

最終更新日：2020年2月6日

新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる場合、どこの医療機関を受診すべきかわからないという県民の方々の不安を軽減し、また、患者を診療体制などの整った医療機関に確実につなぐために、「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。

### 湖北省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方へ

湖北省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、お住まいの地域の厚生センター等の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

詳しくお話を伺い、必要な場合には、適切な医療機関を受診いただけるようになります。ご協力をお願いします。

「感染が疑われる場合」とは、以下のいずれかに該当する場合です。

ア 発熱または呼吸器症状を呈し、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触歴がある。

イ 37.5°C以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省への渡航歴・居住歴がある。

ウ 37.5°C以上の発熱かつ呼吸器症状を呈し、発症前14日以内に「湖北省への渡航歴・居住歴があるもの」との濃厚接触歴がある。



情報発信元

お問い合わせ

厚生部 健康課 感染症・疾病対策班

電話：076-444-4513

厚生部 健康課 感染症・疾病対策班のページへ

### 関連リンク

新型コロナウイルス感染症について（富山県ホームページ）

## 帰国者・接触者相談センター

相談先（感染症担当）	電話番号（直通）	所管市町村
新川厚生センター	0765-52-2647	黒部市、入善町、朝日町
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359	魚津市
中部厚生センター	076-472-0637	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡厚生センター	0766-26-8414	高岡市
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666	射水市
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780	氷見市
砺波厚生センター	0763-22-3512	砺波市、南砺市
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070	小矢部市
富山市保健所	076-428-1152	富山市

夜間・休日は、メッセージにより緊急電話番号をご案内します。